

岸和田市職員措置請求に係る監査結果

(選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用自動車の使用の公費負担)

平成30年10月19日

岸 和 田 市 監 査 委 員

【目次】

第1	監査の請求	1
1	請求人	1
2	監査請求書の提出	1
3	監査請求書の記載内容	1
第2	要件審査及び請求の受理	6
第3	長及び議会への通知	7
第4	事実の証明	7
第5	監査委員の除斥	7
第6	監査の実施	7
1	監査の期間	7
2	監査対象部局	7
3	請求人の陳述及び証拠の提出	7
(1)	陳述書の記載内容	7
4	監査対象部局の監査	12
(1)	事情を聴取した者	12
(2)	聴取した事実及び意見等	12
5	関係人調査	15
(1)	文書による質問及び回答について	15
第7	監査の結果	17
1	主文	17
2	理由	17
(1)	本件の監査対象事項	17
(2)	関係法令	17
(3)	認定事実	22
(4)	監査委員の判断	25
(5)	結論	29
	意見	30

決 定 書

第1 監査の請求

1 請求人

住所 岸和田市 略

氏名 略

2 監査請求書の提出

平成30年8月24日

3 監査請求書の記載内容

(原文のまま記載。なお、事実証明書類の内容については省略)

下記の通り地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

第1 請求の趣旨

1 違法・不当な公金支出

被請求人、永野耕平市長並びに宇野真悟、前田将臣の各岸和田市市議会議員は、2018年2月4日執行の岸和田市長選挙及び岸和田市議会議員補欠選挙、2017年11月26日執行の同選挙において公費支出を受けた、ポスター代金及びレンタカー代金の使途において、かかる被請求人の所為は、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条（公費の支払）、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条（公費の支払）・第5条（公費負担の限度額）に反する使途であり、地方自治法2条14項が「事務処理にあたって最少の経費で最大の効果を挙げるべきこと」を求め、地方財政法4条1項が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえてこれを支出してはならない」と定めていることに反し、違法かつ不当であるので、支出（合計165万1360円）の返済及び、民法に定める年5%の利息につき、監査委員は岸和田市長に対し、返還を求める措置を講ずるよう、勧告することを求める。

以下、理由を具体的に述べる。

2 理由

(1) 永野耕平 合計56万4200円

ア ポスター代金 45万3600円（甲第1号証）

岸和田市長選挙に関して、ポスター代金の公費支出の限度枚数は、「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数」であり、被請求人自身もそれは承知した上で、作成枚数を掲示板と同数の338枚としており、それを超える候補は他にもいない。

しかし、被請求人の支出したポスター代金は、公費上限金額である48万8072円を超えないにせよ、ポスター作成証明書で申請した枚数を超える虚偽の申請であり、これは岸和田市選挙管理委員会を欺罔する行為であり、私文書偽造等罪（刑法159条）、

同行使罪（刑法 161 条）及び詐欺罪（刑法 246 条）に抵触する蓋然性がある。

被請求人は、ツイッターの自身のアカウントにおいて、選挙期間中の 1 月 31 日、自身と同日執行の岸和田市議会議員補欠選挙における宇野真悟・候補者のポスターと共に、公営掲示板のポスターを貼り替えたと投稿している（甲第 2 号証）。

その後、2 月 2 日には同アカウントにおいて、貼り替えたポスターについて「誇り」の部分が光っているものと貼り替わった様子を、写真にて投稿している（甲第 3 号証）。

本来、このように規定枚数を超えてポスターを作成した場合、被請求人には公費外支出として岸和田市選挙管理委員会にそのポスター代金について、枚数及び金額を届け出る義務があるにもかかわらず、被請求人の選挙運動費用収支報告書において、そのような記載は見当たらない。

つまり、被請求人は公費負担のポスター代金内に、違法に貼り替え用の光るポスター作成代金を混入させ、公費請求を水増し請求した疑いがある。

（ア）ポスター作成業者との親密度

被請求人のポスターを作成したのは、㈱オニオンウェブ（代表取締役 江川昌克）である。

この印刷業者は、印刷機を持たず、数台のパソコンによって、デザインを主とする企業である。

その所在地は、岸和田市大町 406-1 ナガモトビル 401 号室であり、被請求人が府議会議員であった本件市長選挙前だけでなく、2018 年 2 月の市長当選以後も事務所として使用していたものと同じ建物内にある（被請求人事務所は 201 号室であった甲第 6 号証）。

この建物は、1 F テナントに大家である永本家に関連する飲食店が入居する他は、被請求人と〇〇以外の店子はいない状態であり、他には(3)前田将臣で述べる被請求人と同じく大阪維新の会所属の市議会議員補欠選挙候補者事務所が 1 F に、その休憩場所として 3 F の空き室が一時的に利用されていた程度であった。

また、被請求人と〇〇は、同選挙期間中において、JR 久米田駅にて居並んで街頭に立ち、被請求人の選挙活動を共にしている非常に親密な間柄である（甲第 4 号証）。

（イ）㈱オニオンウェブによるポスター作成の不自然さ

前述したとおり、同社は印刷機器を持たず、パソコンを数台備えただけのデザイン事務所である。

この事務所の態様は、ポスター作成が、別の業者によって行われていることにほかならないが、それらについて詳細な代金を示す書類はない。

これは、〇〇がいわゆる“中抜き”を行い、それによって実際に印刷を行った印刷業者がデザインから印刷を一貫工程で行うよりも高額な価格となっていると推測させ、その行為は地方自治法 2 条 14 項が「事務処理にあたって最少の経費で最大の効果を挙げるべきこと」を求め、地方財政法 4 条 1 項が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえてこれを支出してはならない」と定めていることに反して、不当な利益を得た蓋然性がある。

(ウ) ポスター代金の高額さ

ポスター請求代金について、請求人は被請求人と同質のポスターを同枚数作成し、20万4490円の代金であった。

被請求人との差額は24万9110円であり、1枚あたりも1342円と605円で差額は737円と、請求人のポスター代金は半額以上の安価で作成されている。

これは、2017年1月22日執行の茨木市議会議員選挙における被請求人と同じ大阪維新の会候補者である、滝ノ上万記、長谷川浩、村中（現大野）幾子、山崎明彦、山本隆俊の29万3218円をも大幅に上回る金額である。

同じ政党の候補である以上、そのポスターの質は同等であるとみなされるが、茨木市の作成数＝掲示板数447枚の方が109枚も多いにもかかわらず被請求人のポスター代金は逆に16万382円高価で、掲示板数447枚で除すと656円であり、差額についても1枚あたり686円と、倍以上被請求人の方が高価となる。

このように被請求人のポスター代金が高価となる合理的理由はなく、貼り替えた光るポスター以外にも、〇〇と共謀して違法な請求項目が含まれているとみなされる。

イ レンタカー代金 11万600円（甲第8号証）

被請求人は、選挙運動用に小型乗用自動車キューブを、日産レンタリース阪南で、レンタカーとして調達している。

その金額は、公費負担の上限額と同じ1日1万5800円、総額11万600円である（甲第7号証）。

ところが、同社HP（甲第8号証）よれば、日産レンタカーで同車種である1500ccのキューブのレンタカー料金は8748円＋7236円×6日間＝5万2164円となり、被請求人による請求金額とは5万8436円の差額があり、HPでの価格の方が安価となっている。

更に高価な2000ccのブルーバードシルフィでも、1万2960円＋1万800円×6日間＝7万7760円で、3万2840円の差額でHPの方が安価となる。

この差額については、車載された候補者名の看板や音響設備などに費やされている蓋然性がある。

これについては、被請求人である永野・宇野にレンタカーを貸与した当該企業の〇〇〇〇職員が、水増しであることを証言しており、それについては(4)日産レンタリース阪南、〇〇〇〇職員の言似て後述する。

一般的に日産やトヨタなど大手のレンタカー会社は公職選挙法を理解しており、「看板や音響設備が公費助成されない」と顧客である候補者にも周知し、それら車載設備の代金は別途候補者に請求し、候補者は自費によって支払っている。

また、岸和田市の近隣には、トヨタレンタカー、ニッポンレンタカー、オリックスレンタカー、ニコニコレンタカーなどが存在し、同等の車種を借りることは容易であるが、あえて被請求人は、東大阪市に本社があり、直近店舗でも堺市の三国ヶ丘駅や阪神高速堺入口と遠方の日産レンタリース阪南で当該車両を借りている。

これは同社が大阪維新の党の各候補者を支援し、車載する看板や音響設備の料金ないしは、レンタカーの借上げ期間を延長し、レンタカー業者に警察への車載看板の規定サイズの検査等や候補者事務所当該レンタカーを移送する手間賃等の料金につ

いて、違法に公費レンタカー代金として包含させる目的をもって、被請求人が共謀しやすい同社から車を借りているとみなすのが妥当である。

(2) 宇野真悟 合計 56 万 4200 円

ア ポスター代金 45 万 3600 円 (甲第 9 号証)

前述の永野耕平同様、(イ)㈱オニオンウェブによるポスター作成の不自然さ、(ウ)ポスター代金の高額さにおいて、被請求人のポスター代金が高額となる合理的理由はなく、貼り替えた光るポスター以外にも、〇〇と共謀して違法な請求項目が含まれているとみなされる。

イ レンタカー代金 11 万 6 百円 (甲第 10 号証)

前述の永野耕平同様、日産レンタリース阪南が大阪維新の党の各候補者を支援し、車載看板や音響設備、その他レンタカー業者の手間賃等を違法に公費レンタカー代金として包含させているので、被請求人が共謀しやすい同社から車を借りているとみなされる。

(3) 前田将臣 合計 52 万 2960 円

ア ポスター代金 41 万 2360 円 (甲第 11 号証)

被請求人は、2018 年 2 月 4 日執行の岸和田市長選挙における西田武史候補と同じく市興企画にてポスターを作成した。

しかし同質であるにもかかわらず、その金額は、1 枚あたり前田 1220 円と西田 1100 円で、前田が 120 円高額となっている。

更にこれは、(ウ)ポスター代金の高額さで前述した、永野及び宇野のポスター代金における不自然な高額さと同等の疑義が生じる代金であり、市興企画と共謀した違法な請求項目が含まれているとみなされる。

イ レンタカー代金 11 万 6 百円 (甲第 13 号証)

前述の永野耕平及び宇野真悟同様、日産レンタリース阪南が大阪維新の党の各候補者を支援し、車載看板や音響設備、その他レンタカー業者の手間賃等を違法に公費レンタカー代金として包含させているので、被請求人が共謀しやすい同社から車を借りているとみなされる。

(4) 日産レンタリース阪南、〇〇〇〇職員の言

〇〇〇〇職員は、請求人の質問に対して、「警察への選挙カーの事前審査に行った際の人件費・高速代などに充当した。望むのであれば、看板台への充当も可能である」旨証言し、公費負担期間以外のレンタカー代への充当なども含め、水増し請求を行っているとしている。

また、メディアの取材には「選挙用なのでバッテリーを強化し、そのためにレンタカー代金が上がった。これについては近畿陸運局にレンタカー代変更の届けをしている」とも返答する。

しかし、レンタカーにおける貸渡代金の変更届については、道路運送法上の規定であり、本件における公職選挙法上の論点とは異なる。

〇〇〇〇が証言する「強化バッテリー」について、大阪府選挙管理委員会は、「付加物であり、それをもってレンタカー代金を値上げすることは認められない」と回答している。

つまり、〇〇〇〇の詭弁は、違法な水増しの自白でしかない。

3. これまでの判決

2013 年 1 月 31 日、岐阜地裁は 2003 年と 07 年の岐阜県議選で、候補者が県に請求した費用の一部は水増しと認定し、県に回収を命じている。

原告は、市民団体「くらし・しぜん・いのち岐阜県民ネットワーク」（山県市）の寺町知正代表。

判決では、一日の借り上げ料を実際より多く計上するなどの手口で、候補者 4 人に支給した選挙カーの借り上げ費用のうち 9 万円が県の損害額と認められた。

提訴時までの返還はなかったが、運輸局への調査囑託、自動車を貸し出した業者への「書面訊問」（と関連文書の提出）などから

- ・貸出期間が選挙の 9 日間を超えている分も公費請求しているケース
- ・選挙カー上の看板やスピーカー・マイクなどの設備が含まれているケース

が明らかとなり、原告がこれらを指摘したところ、訴訟中に 10 件の返還（合計は利息分を含めて約 49 万円）がなされている。

本件も前述 2 理由(4)日産レンタリース阪南、〇〇〇〇職員の言が違法でしかないと証明している。

第 2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できない。

また、本件は監査委員会を含む市役所事務の最高責任者である市長に係る事案であるので、公平を期するために個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第 3 結論

以上の点から、被請求人の永野耕平市長候補並びに宇野真悟、前田将臣の各岸和田市市議会議員候補に支給された選挙公費の支出は、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第 4 条、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第 4 条・第 5 条に反する使途であるとともに、地方自治法 2 条 14 項、地方財政法 4 条 1 項に照らし合わせても違法・不当である。

第 4 求める措置

監査委員は岸和田市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

岸和田市長は、永野・宇野・前田の各被請求人に支給された選挙公費の合計 165 万 1360 円を、各被請求人に対して支出の返済及び民法に定める年 5 %の利息につき、監査委員は岸和田市長に対し、返還を求める他、必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

事実証明書類

（以下に関する各領収書の写し）

甲第 1 号証 2018 年 2 月 4 日執行の岸和田市長選挙における永野耕平候補のポスター作成証明書

甲第2号証 永野耕平のツイッターアカウントにおける、ポスター貼り替え投稿
アドレス：<https://twitter.com/qohey4251>
甲第3号証 永野耕平のツイッターアカウントにおける、貼り替えた光るポスターの
投稿
アドレス：<https://twitter.com/qohey4251/status/959436468644007936>
甲第4号証 岸和田市長選挙期間中における JR 久米田駅頭での永野耕平と(株)オニオン
ウェブ代表取締役 江川昌克の選挙活動風景写真
甲第5号証 大阪府議会政務活動費収支報告書、永野耕平府議における平成28年度
事務所状況報告書
甲第6号証 大阪府議会政務活動費領収書として提出された永野耕平事務所職員〇
〇〇〇〇の社会保険料納入告知額・領収済額通知書
甲第7号証 2018年2月4日執行の岸和田市長選挙における永野耕平候補の選挙自
動車使用証明書
甲第8号証 日産レンタカーHP における、キューブなど小型乗用レンタカー料金表
アドレス：<https://nissan-rentacar.com/carlineup-rates/persons/3/>
甲第9号証 2018年2月4日執行の岸和田市議会議員補欠選挙における宇野真悟候
補のポスター作成証明書
甲第10号証 2018年2月4日執行の岸和田市議会議員補欠選挙における宇野真悟候
補の選挙自動車使用証明書
甲第11号証 2017年11月26日執行の岸和田市議会議員補欠選挙における前田将臣
候補のポスター作成証明書
甲第12号証 2018年2月4日執行の岸和田市長選挙における西田武史候補のポスタ
ー作成証明書
甲第13号証 2017年11月26日執行の岸和田市議会議員補欠選挙における前田将臣
候補の選挙自動車使用証明書
これら各1通
以上

第2 要件審査及び請求の受理

本件請求は平成30年8月24日に提起され、債権管理の権限を有する市長に、違法不当に支出された選挙公費について、岸和田市長永野耕平氏並びに岸和田市市議会議員宇野真悟氏及び前田将臣氏に対して、支出の返還及び民法に定める年5%の利息につき返還を求める措置を講ずるよう求めるものであると解し、地方自治法第242条第1項に定める要件を満たしていると認め、平成30年8月28日にこれを受理した。

なお、本件につき、請求のあった日から20日以内に個別外部監査契約にもとづく監査によることが相当である旨の通知を岸和田市長に行わなかったのは、請求人は公平性を求めるが、監査委員はその職務を遂行するに当たり、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならないと定められており(地方自治法第198条の3第1項)、本件の事案の内容からみて監査委員が監査を実施するにあたり、とくに個別外部監査に付すべき専門的・技術的知見を必要とする部分は見当たらなかったためである(地方自治法第252条の43第9項)。

第3 長及び議会への通知

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）附則第2条第3項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正後の地方自治法第242条第3項の規定の例により、住民監査請求の要旨について平成30年8月28日付けで通知を行った。

第4 事実の証明

請求人から事実の証明として監査請求に添えて証拠書類の提出があったので、甲第1号証～甲第13号証とする。

第5 監査委員の除斥

監査委員池内矢一は、地方自治法第199条の2（監査委員の除斥）に該当すると判断したため、本件請求にかかる監査の執行については除斥とした。

第6 監査の実施

1 監査の期間 平成30年8月24日から平成30年10月19日まで

2 監査対象部局

岸和田市選挙管理委員会事務局（以下「選管事務局」という。）

3 請求人の陳述及び証拠の提出

平成30年9月21日に、請求人に対し地方自治法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人による陳述は行われなかった。

なお、平成30年9月20日に請求人より陳述書が提出された。新たな証拠の提出はなされなかった。

(1) 陳述書の記載内容 （原文のまま記載）

2018年8月24日付、永野耕平市長並びに宇野真悟、前田将臣の各岸和田市市議会議員における違法かつ不当支出に対し、支出の返済及び、民法に定める年5%の利息につき、監査委員は岸和田市長に対し、返還を求める措置を講ずるよう、勧告することを求めた住民監査請求書について、補足事項を陳述いたします。

第1 永野市長の反論に対する再反論

永野市長は、請求人による本件住民監査請求書提出後、公に発言することなく、自身のツイッターにて本件住民監査請求書に対する反論を行っている。

それについて以下のとおり、永野反論を提示し、各主張ごとに再反論を行う。

1. 永野耕平岸和田市長 @qohey4251

8月24日20:49

返信先：@chidaisanさん

そうです。僕の時確か、普通の色でした。

でも、指定をすれば応えてくれる、車種も。

それを選挙期間に確実に押さえてくれる。そういう契約なので、公費負担の額は適切だと考えています。

請求人の再反論：

永野市長候補、前田・宇野市議候補の使ったのは、3人共ホワイトの日産キューブである。

日産レンタリース阪南の料金表

<https://nissan-rentacar.com/carlineup-rates/class/type01/>

24時間 8,748円

以降1日 7,236円

となっている。

3人のレンタカー代金は、選挙公費の上限である1日1万5800円、総額11万6百円を請求しており、HP金額の約2倍にあたる。

この差額の説明を永野市長は行う必要があるが、そのような説明は業者がするもので、永野市長はわからないなどと、説明をしていない。

2. 永野耕平岸和田市長 @qohey4251

8月24日20:53

返信先: @nesugidesyoさん

運輸局に選挙用の特別料金の届けを出されていると説明を受けました。

その8000円くらいというのは普通のレンタカーとして借りた場合です。

請求人の再反論:

確かに日産レンタリース阪南で、担当者として請求人に折り返し電話で説明した〇〇〇職員は、後にメディアからの問いに「本社から回答します」と逃げた挙げ句、永野反論のように回答している。

これはレンタカー業者としての道路運送法に基づく、料金改定の届出である。

しかし、その車を選挙で利用するとなれば、公職選挙法や地方自治法2条14項が「事務処理にあたって最少の経費で最大の効果を挙げるべきこと」を求め、地方財政法4条1項が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえてこれを支出してはならない」と定めていることについての説明も必要である。

業者は、「選挙カーとして車両レンタル、看板、選挙用で車両酷使が激しいのでバッテリー強化、選挙時のトラブル対応で人員補強等で一日17850円となり、それを陸運支局に届けているので問題ない」としているに過ぎない。

これについて大阪府選管は、付加物に対する料金加重は違法と判断している。

永野反論のように、選挙用に余分な装備を積んで、それが公費負担としての要件を具備するならば、車上の看板になぜ税金が使えないのか、整合性がなくなることからも、永野主張のような運用は許容されるものではない。

また、同様のレンタカー業者で、そのような料金加重を公費請求の正当な要件を満たすと明言して行っているところはない。

3. 永野耕平岸和田市長 @qohey4251

8月24日21:09

返信先: @chidaisanさん

公費負担の仕組みは、契約は「僕×レンタカー屋」でかわして、支払いは「市→レンタカー屋」なのです。

そして、僕が契約した会社は選挙用レンタカーは特別料金で運輸局に届けていて定額なのです。

だから、僕がごまかせる余地がないです。

永野耕平岸和田市長 @qohey4251

8月24日 23:09

返信先：@aquarium4762 さん

レンタカーの請求書は僕のところにはないです。公費なので請求書は役所にいくのです。お金のやりとりも役所とレンタカー業者です。

請求人の再反論：

本項の永野反論では、業者→候補者へのキックバックのようなマネーロンダリングができない理由が示されていない。

業者に振り込まれた金銭は、候補者にとって使用できないものではない。

現に日産レンタリース阪南の〇〇〇〇職員は、永野市長の手法を問うた請求人に対して「永野先生の場合は、リース期間の延長、選挙カーを警察に持っていったり（看板を取り付けた後の事前審査）した時の、高速代とか手数料にしました」と返答しており、それらを担保するように、永野市長ら3候補の収支報告書に、レンタカーの引取費用や延長料金等を含めた、それら経費については計上されていない。

選挙カーの審査をするのは岸和田署の交通課であり、月～金までしか勤務していない。

選挙は日曜から始まるのであり、少なくとも、その前の金曜に検査を受けたとして、金・土の2日間

に加えて、選挙が土曜の20時に終わっても、看板を外すなどもあり、その日には返せないなので、日曜までは借りる必要があるのもう一日間が必要である。

つまり、金・土・日の最低3日間は、余分に借りておく必要がある。

4. 永野耕平岸和田市長 @qohey4251

8月26日12:57

選挙カーが特別料金なのは僕の中では常識でした。

普通のレンタカーと比べて高くても当然だと思っていますし、公費負担の金額が妥当だと思います。民主主義を支える選挙の大切なツールを「お金のない候補者」でも準備できるようにするための大切な仕組みです。

請求人の再反論：

永野市長以下3名は維新であるので、2015年統一地方選挙における同政党の候補者で、3名よりも安価な選挙カーレンタル代金を公費請求している例を示す。

大阪市議では、岸和田市の7日間より多い、9日間の選挙期間だが、いずれも東淀川区を選挙区とするの杉山幹人と守島正の両市議が、J-net レンタリース（株）で、それぞれ3万20円、2万7720円で借りている。

これは特別に安いので、被請求人らが借りている日産に匹敵する大手の（株）トヨタレンタリース大阪の例を示す。

- ・東貴之（西区）7万4520円
- ・木下誠（生野区）7万5600円
- ・上田智隆（住吉区）8万4240円
- ・改発康秀（平野区）6万5880円

と、永野反論を覆す数字が並ぶ。

同じく（株）トヨタレンタリース大阪で公費請求している大阪府議候補を示す。

- ・三田勝久（港区）9 万 9360 円
- ・横山英幸（淀川区）6 万 4260 円
- ・荻田ゆかり（生野区）6 万 4260 円
- ・徳村聡（鶴見区）6 万 4260 円
- ・中村宏美（住吉区）7 万 5600 円

など、多数存在する。

なお、2015 年に選挙初挑戦であった被請求人の永野府議候補は、日産レンタリース阪南で、13 万 7700 円を請求している。

同じ岸和田選挙区の殿本まり子氏（自民）は、自己負担し、公費請求しておらず、垣見太志郎（公明）府議は、前述トヨタで 8 万 4240 円である。

5. 永野耕平岸和田市長 @qohey4251

8 月 29 日 22:51

先程、毎日新聞より、例の記事「<岸和田市長>選挙カーのレンタル料を水増し請求か」について、削除する旨の連絡が来しました。

請求人の再反論

8 月 24 日付毎日新聞で報道された、本件住民監査請求がなされた旨の記事について永野市長が誤りがあるとして、記事を訂正させたとの主張であるが、毎日新聞に対し、永野反論についての真偽を問うと、以下のように返答がなされた。

- ・毎日新聞は、記事を訂正・削除していない
- ・訂正・謝罪をするつもりもない
- ・ネット記事だけは削除したが、その理由は、字数制限で説明不足のネット記事見出しだけが、誤解を招くとして、永野市長主張を受け入れたため
- ・永野主張は毎日新聞一般受付に架電され、その音声は録音されていて、それがわかっている永野市長は、取材記者に直接抗議できていない

第 2 かかる事例と同等の公費請求における違法の認定

1. レンタカー代金

2013 年 1 月 13 日、岐阜地裁で選挙公営費水増し（選挙カーの借り上げ料と燃料費）の住民訴訟において、「県議選候補者のうち 4 人の 9 万円を岐阜県知事に対して、「怠る事実の違法確認」として返還させることを求める」との一部勝訴の判決が出ている。当該事例については、2013 年までに 10 人の候補者が自主返還、判決ではうち 2 人に対しては違法の差額分を認定、

あと 2 人に対しても、選挙運動期間の 9 日分を超える額を違法と認定している。

2. ポスター代

(1)岐阜地裁に提訴されたで係争中の選挙ポスター製作費の水増しにおける住民訴訟（平成 19 年（行ウ）第 15 号 岐阜県議会議員選挙公営費返還請求事件 原告寺町知正外 9 名 被告岐阜県知事）において、2007 年の住民監査請求中、4 件の訂正があり、計 143 万 2332 円が返還されている。

(2)2018 年 4 月の愛知県愛西市議選で、3 名の候補（1 名当選、2 名落選）が、選挙カーとして軽 4 貨物のスズキ・エブリイを 1 日あたりの公費援助上限である 1 万 5800 円で 1 週間レンタルし、それが 6 月 21 日付中日新聞において「選挙カー代多く

請求 原・愛西市議『十分確認せず』などと報じられ、3候補とも返還している。

(3)2010年12月の福岡県福津市議選で立候補した4名(当選3名・落選1名)が、公費負担の選挙ポスター代を市に水増し請求。

内容は、選挙ポスター代として市が負担できる上限の35万3千円を請求し、実際に掛かった費用9万4500円から16万2750円の差額で後援会ハガキや名刺などを作成、さらには現金を3万円から7万円受け取るなどをしていたというものである。

当選した3名の議員のうち、1名は市議会議長であり、1名は市の監査委員を務めていた。

2名は本件の事実関係を認めた上で、議長・監査委員の辞職を申し出ている。

(4)本件同様の問題は、既に2007年でも住民監査請求や報道がなされ、返還が行われている。

それらについて示す。

ア.岐阜県山県市議選で、市議ら数人が「選挙公営」で公費負担される選挙ポスター代を水増し請求したとされる詐欺容疑事件で、県警捜査二課と山県署は、詐欺の疑いで、市議ら7人(当時県議となっていた横山善道市や現職市議6名)と印刷業者数人を、岐阜地検に書類送検している。

市議ら7人は2004年4月の市議選で印刷業者と共謀するなどし、それぞれ選挙公営で認められていない名刺やはがきの製作費をポスター代と偽って水増し請求し、市から数万円から10数万円をだまし取った疑いが持たれている。

7人の中には、名刺やはがきの製作費のほかに10万円前後を上乗せして市に水増し請求し、業者から還流させていた市議もいた。

イ.4月の名古屋市議選で5選した富田勝三市議の陣営が、公費負担される選挙ポスターの製作費を約58万円水増しして市選挙管理委員会に請求していたことが発覚。

富田市議は6月に岐阜県山県市議選のポスター代水増し請求疑惑が発覚後、訂正の手続きを行い、水増し分を返還している。

富田市議は3月、名古屋市守山区の印刷会社と、364枚のポスターを公費上限である上限78万9880円で製作する契約を締結。選挙後、この契約書と、同じ金額が記載された印刷会社の請求書を市選管に提出した。

しかし、実際に作製したのは300枚で、費用も約1/4の20万7900円だった。

富田市議は「ポスターの刷り直しなど不足の事態を考え、多めに発注・契約したが、事務処理の誤りで、そのままの契約額で届けてしまった」と釈明。

6月20日に契約書の訂正届を市選管に提出し、翌21日に収支報告書も訂正している。

ウ.4月の愛知県議選で、松川浩明県議が約10万円を水増し請求していたとマスコミに報じられ、返還している。

第3 結論

本項ではレンタカー代とポスター代だけに絞って過去の例を示したが、燃料代等も水増し請求など違法・不当な請求が行われ、返還が全国でなされ続けている。

かように選挙公費の違法・不正請求は類似手口が行われ続けているものであり、本

件住民請求についても、これらと同様の公費上限額やそれに近い金額で請求がなされており、疑義については、明らかな明示がなされているものの、被請求人においてはそれらに対し、明確にそれらとは類似するものではないとする反論がなされていない。

本陳述書については、日産レンタリース阪南〇〇〇〇職員などの説明について、証拠の提出は行っていないものの、これらは音声証拠が存在しており、本件が棄却となり、住民訴訟に移行すれば、提出を予定しているものである。

永野市長以下被請求人もそれを想定しているからこそ、前述ツイッターや、それらをまとめた請求人のブログ「たかひら正明と不屈の立憲主義、見つめる岸和田」（以下アドレスのシーサー以外にアメブロ、ワードプレス、はてなブログが有り、いずれも同じ内容である）

<http://mitumerukisiwada.seesaa.net/category/26942958-1.html>

への反論コメントや、そこで明らかにしている請求人の住所、メールアドレス、電話についても、一切反論が表明なされていない。

ツイッターについても、請求人による再反論が永野市長の反論に続いて投稿されると、全ての再反論をそこで打ち切り、更なる反論は一切行われておらず、新しい反論を繰り返しても、請求人の再反論によって、そこで示される各論点における再々反論を行うことができていない。

これは、何も事情を知らぬ一般市民に対しては、詭弁を呈することができても、本件水増し請求の内情を知る請求人に対しては、一切反論できないとの証左であり、弁明の機会においても、請求人の主張を覆すことはできないと、自らネット上で顕在化していると言える。

住民訴訟で請求人の主張が容認されれば、岸和田市監査委員会自体も被請求人が市長及び市議であるからこそ擁護したと、市民からは予想される。

そのような岸和田市の行政に対し、市民にこれ以上不信感を持たせるようなことのないよう、請求人は監査請求書よりも更に詳しく陳述することで、被請求人の反論についてもその誤りを糾し、被請求人の３名については、自主的に返還をするようにも求めるものである。

4 監査対象部局の監査

本件について、平成 30 年 8 月 31 日付けで住民監査請求に係る選管事務局の監査の実施と監査資料の提出についての通知を行い、関係書類の提出を求め、同年 9 月 21 日に選管事務局の職員から、本件請求に関する事実及び意見などについて事情を聴取した。

それらの概要は以下のとおりである。

(1) 事情を聴取した者

選管事務局次長、書記 1 人

(2) 聴取した事実及び意見等

ア 選挙の公営制度について

選挙の公営制度とは、公明正大でお金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的に設けられているもので、平成

4年、公職選挙法の改正により、これまで国会議員に認められていたものを都道府県または市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車及び選挙運動用のポスターの作成について、公営が認められることとなり、各自治体ともに条例を定めることによって、公営制度を導入し、本市においても、平成5年6月に条例を公布、施行している。

選挙運動用ポスターの作成の公営については、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び同規程に基づき、また選挙運動用自動車の使用の公営については、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び同規程に基づき、事務執行している。

イ 監査請求の対象となった支出について

今般、監査請求されている、平成30年2月4日執行の岸和田市長選挙及び岸和田市議会議員補欠選挙においては、永野耕平候補の選挙運動用ポスター代金として45万3,600円を、選挙運動用自動車使用料として11万600円を支出している。

また、宇野真悟候補の選挙運動用ポスター代金として45万3,600円を、選挙運動用自動車使用料として11万600円を支出している。

また、平成29年11月26日執行の岸和田市議会議員補欠選挙において、前田将臣候補の選挙運動用ポスター代金として41万2,360円を、選挙運動用自動車使用料として11万600円を支出している。

合わせて、住民監査請求にある165万1,360円の支出が行われている。

ウ 選挙運動用ポスターの作成の公費負担の手續などについて

まず、候補者は、ポスター作成業者とポスターの作成に関し有償契約を締結し、選挙運動用ポスター作成契約書を作成する。

次に、候補者から選挙管理委員会（以下「委員会」という。）へ選挙運動用ポスター作成契約書写しを添付して、ポスター作成契約届出書を提出する。

次に、候補者から委員会へポスター作成枚数確認申請書を提出し、条例に定める枚数の範囲内である確認を受ける。

委員会では、提出されたポスター作成枚数確認申請書で確認申請枚数を確認し、その数は間違いがないというポスター作成枚数確認書の交付を候補者に行う。

候補者は、委員会から交付されたポスター作成枚数確認書及び候補者が作成したポスター作成証明書をポスター作成業者へ渡す。

選挙が終わり、公営が受けられるとなった時点で、ポスター作成業者から市へ請求することになる。市へは、請求書と、請求内訳書、候補者から出ているポスター作成証明書、委員会が交付したポスター作成枚数確認書を添付して請求する。

その後、選管事務局は、出された請求の審査を行い、費用の支払いとなる。

今回、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の件については、3つの選挙において、3名の候補者からそれぞれ手續がなされており、条例及び規程に基づく審査等を適正・確実に実行して、市から負担金を支出している。

岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に

関する条例第4条に定める公費の支払いの額は、ポスター1枚当たりの作成単価525円6銭にポスター掲示場の数、現在338カ所を乗じた金額に31万500円を加えた金額を、ポスター掲示場の数で除した金額を単価の限度額として、ポスターの作成枚数、掲示場の数が338枚であり、338枚以内を乗じた額で最高限度額が48万8,072円となる。

エ 契約届出による選挙運動用ポスターの作成についての説明と意見

(ア) 選管事務局からの説明と監査請求に対する意見

監査請求にもあったポスター作成契約届出による作成契約枚数については、各候補者による民事契約のため、契約内容には差異があり、また複数契約も想定されるので、公費負担額がポスター掲示場の数に相当する数の範囲内の枚数に限られており、作成枚数をポスター作成枚数確認書で候補者と作成業者に確認させることにより、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第5条の公費負担の限度額と定めている。

ポスターの作成業者の選定は候補者に委ねており、本市が指定するものではないと考える。双方で作成の契約を締結しており、請求者が主張している公費負担支出額が過大だとすることは、契約、商取引、経済活動に照らし、当を得たものとするとはできない。

(イ) 監査委員による確認事項

ポスターの作成について、公費負担の対象となるのは、実際に作成したポスターのうち、ポスター掲示場相当数の338枚が限度で、公費の対象外のポスター代金は候補者の自費となる。

ポスターの作成種類数について制限はないが、公費負担の対象となるのは作成したポスターのうち338枚分のみである。

公費の支出手続について、338枚を超えて作成した場合の公費負担分の算定方法は作成に要した総額を作成した総枚数で除して得た単価に、338枚を乗じた金額となる。ただし、単価の上限、総額の上限は条例の定めのとおりである。

契約書等の関係書類の審査方法については、書面による審査である。

選管事務局は、公費支出の事務手続等について適正な執行であったと考えている。

オ 選挙運動用自動車の使用の公費負担の手続などについて

まず、候補者は、選挙運動用自動車の借入れ契約を締結すると、車両賃貸借契約書を作成し、選挙運動用自動車の使用の契約届出書を委員会へ車両賃貸借契約書の写しを添付して提出する。

次に、候補者は選挙運動用自動車使用証明書を自動車賃貸借契約業者等へ提出する。

選挙が終わり、公営の請求ができるとなれば、車両賃貸借契約業者等から請求書と請求内訳書、候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書を添付して市へ請求する。市へ請求がされると、審査の上、支払いをする。

3つの選挙における3名の候補者については、それぞれの候補者が手続を行い、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関す

る条例及び同規程に基づき審査を適正・確実に執行し、負担金として支出している。

カ 契約届出による選挙運動用自動車の使用の公費負担についての説明と意見

(ア) 選管事務局からの説明と監査請求に対する意見

岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号アに定める選挙運動用自動車使用料の公費支払いの額は、1万5,800円に候補者の立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数、日曜日告示で次の日曜日選挙の場合は7日間、その7日間を乗じた額が上限となり、11万600円以内となっている。

選挙運動用自動車の使用料の公費負担についても、選挙運動用ポスター同様、車両賃貸借契約業者からの請求については、選挙運動用自動車の使用の契約届出書と、請求書・請求内訳書、添付されている候補者が出した自動車使用証明書などの書類を選管事務局で審査の上、執行している。

監査請求の内容の中で、自動車賃貸業者のホームページ上等で表示している一般的なレンタカー料金等は、候補者が選挙時に使用する自動車の使用料に差異があるということだが、これもポスターと同様に、契約、商取引、経済活動に照らして、私法上の契約であり、それが高いというのは当を得たものとすることはできない。

いずれの公費負担についても、公職選挙法に基づき、条例及び規程による関係書類を提出させ、適正に予算執行しているものであり、何ら瑕疵があるものではない。

(イ) 監査委員による確認事項

公費負担の対象となる選挙運動用自動車の範囲については、車両本体のみである。

対象となる自動車は軽四輪自動車、普通自動車の乗用車である。

対象外となる費用についての確認はしていない。

対象外となる附属物の手続（設備外積載や制限外積載の許可）については警察で行われており、説明会における内容は把握しているが、詳細は把握していない。

公費負担分以外の選挙運動用自動車にかかる費用の選挙運動費用収支報告書（以下「収支報告書」という。）への記載については、委員会で指導するものではない。

本市条例で定めている公費負担限度額については、公職選挙法で定められた金額に基づいて定めており、全国的にも同様の内容で定められている。

契約書に基づく金額が限度額内であれば、関係書類が整っていれば、公費負担として支払われている。

5 関係人調査

(1) 文書による質問及び回答について

平成30年9月10日に、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、本件住民監査請求に係る関係人である株式会社オニオンウェブ、市興企画、株式会社日産レンタ

リース阪南に対し、市へ請求した金額の内訳、各候補者が委員会に提出した収支報告書に添付されている領収書の写しに記載されている金額の内訳などについて各候補者別に文書で回答を求めたところ、当職が回答期限とした9月18日までに、文書回答があり、その概要は次のとおりである。費用内訳の金額については、各業者の利益等に配慮し、記載していない。

なお、株式会社オニオンウェブから10月2日付けで、調査票の記載事項についての一部訂正の書類が提出された。

ア ポスター代金について

(ア) 株式会社オニオンウェブ（永野耕平氏、宇野真悟氏分）

公営に係る選挙運動用ポスター作成契約でポスター作成枚数は338枚、納品枚数は368枚であった。

印刷仕様については、用紙はユポタック紙で厚みは110kg、裏面の糊加工はテープをはがして貼付となっている。印刷のインクについては、畜光インキを使用していた。

印刷費用の内訳については、デザイン料、紙代、印刷代とディレクション、色校正の費用であった。

作成種類は、公営掲示板ポスター2種とその他が2種であり、選挙公営以外の領収書の内容は、公営掲示板ポスターデザイン料、同印刷代368枚分、予備30枚分、選挙公報デザイン料、推薦はがき（永野耕平氏分は30,000枚、宇野真悟氏分は10,000枚）の印刷代であった。

なお、一部訂正の書類により、ポスターの納品枚数は338枚に訂正、作成種類のその他については、選挙以外のものを記載したこと、公費負担以外のポスターは、368枚とその予備30枚で合わせて398枚であることが示された。

(イ) 市興企画

公営に係る選挙運動用ポスター作成契約でポスター作成枚数は400枚、納品枚数も400枚であった。

印刷仕様については、用紙はユポタック紙で厚みは110kg、裏面の糊加工は溶剤強粘となっている。印刷のインクについては、耐光インキを使用していた。

印刷費用の内訳については、デザイン料、紙代、印刷代と色校正、打合せ、消費税であった。

作成種類は、1種類であり、選挙公営以外の領収書の内容は、契約枚数400枚から公費負担分338枚を引いた残り62枚分であった。

イ レンタカー代金について

(ア) 株式会社日産レンタリース阪南（永野耕平氏、宇野真悟氏、前田将臣氏分）

公営に係る選挙運動用自動車の車両賃貸借契約における車種、契約金額、使用期間については、車種は日産キューブ、契約金額は110,600円、使用期間は、永野耕平氏、宇野真悟氏分は、平成30年1月28日から2月3日まで、前田将臣氏分は平成29年11月19日から11月25日までであった。

契約金額は、一般レンタカー料金とは異なり、その理由は、

- ・選挙カーは低速で発進、停車を繰り返す為に高性能バッテリー（低燃費用バッ

テリー) を搭載する必要がある。

- ・一日中走り回るため走行距離も長く、上部に重いもの(候補者名・政党名の看板等)を載せるため、車体の傷みの程度も一般の場合より大きい。
- ・選挙カーは、登録番号を選挙管理委員会に登録しているものであり、看板等の載せ替えもできない為、代車がきかない。そのため、一般の場合もかなり慎重に整備しているが、選挙カーの場合はより一層慎重な整備、保守管理が必要である。
- ・選挙レンタカー運用の人件費(専門性の高い社員)

の4点が記載されていた。

契約金額に含まれる費用としては、自賠責保険料以外の保険料であるが、これは一般レンタカーにも含まれるものであることを確認した。

選挙公営以外の領収書の内容は、公営に係る選挙運動用自動車における、看板の設置や音響等の設備に要する費用であった。

毎日新聞の記事については、「あくまでも一般レンタカーの場合は、その金額であるという趣旨で答えた」、また、選挙用レンタカー代金については、「一般の場合より高額であっても不合理という程度にまで達しているとはいえない」と、京都地方裁判所判例に関する資料の提出があった。

第7 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により以下のとおり決定した。

1 主文

本件請求は、これを棄却する。

2 理由

(1) 本件の監査対象事項

住民監査請求書の記載から、請求人は、岸和田市長永野耕平氏及び岸和田市市議会議員宇野真悟氏についての2018年2月4日執行の岸和田市長選挙及び岸和田市議会議員補欠選挙、岸和田市市議会議員前田将臣氏についての2017年11月26日執行の岸和田市議会議員補欠選挙における公費負担した選挙運動用ポスターの作成費用、選挙運動用自動車の使用費用の使途が条例に反し、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の定め反し違法かつ不当に支出されたものであるとして、監査委員が市長に対し支出の返還を求めるなど必要な措置を講ずる勧告をすることを求めている。

以上のことから、次のことを対象として監査を行った。

ア 本件公費負担金の支出が違法・不当になされたものかどうか

イ 本件公費負担金の支出に伴う市長の不当利得返還請求権発生の有無について

(2) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

(地方公共団体の法人格及び事務)

第2条 略

2～13 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

イ 地方財政法（昭和 23 年 7 月 7 日号外法律第 109 号）

（予算の執行等）

第 4 条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

ウ 公職選挙法（昭和 25 年 4 月 15 日号外法律第 100 号）

（自動車、船舶及び拡声機の使用）

第 141 条 略

2～5 略

6 第一項の自動車は、町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又は小型貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条の規定に基づき定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。）に限るものとする。

7 略

8 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができる。

（文書図画の掲示）

第 143 条 略

2～14 略

15 都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。

（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）

第 189 条 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第 185 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し（同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）を添付して、次の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に提出しなければならない。

らない。

エ 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年6月17日条例第28号）

（選挙運動用ポスターの作成の公営）

第2条 岸和田市の議会議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により岸和田市に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、岸和田市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（公費の支払）

第4条 岸和田市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

第5条 第2条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。

オ 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成5年6月28日選管告示第14号）

（ポスターの作成の契約締結の届出）

第2条 条例第2条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、ポスター作成契約届出書（第1号様式）

に当該契約に関する書面の写しを添えて、岸和田市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に条例第3条の規定による届出をしなければならない。

（ポスターの作成の公営の確認申請等）

第3条 候補者（前条の規定による届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第4条の規定による確認を受けようとする場合には、委員会に対しポスター作成枚数確認申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による確認申請があったときは、その内容を審査のうえ、ポスター作成枚数確認書は、第3号様式に準じて当該申請に係る候補者に交付するものとする。

（ポスター作成業者への確認書の提出）

第4条 候補者は、前条の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の規定により交付を受けたポスター作成枚数確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

（ポスター作成業者へのポスター作成証明書の提出）

第5条 候補者は、ポスター作成証明書（第4号様式）をポスター作成業者に提出しなければならない。

（請求書の提出）

第6条 ポスター作成業者は、条例第4条の規定による請求をしようとする場合には、ポスター作成に係る請求書（第5号様式）に第3条第2項のポスター作成枚数確認書及び前条のポスター作成証明書を添えて、岸和田市長に提出しなければならない。

カ 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年6月17日条例第27号）

（選挙運動用自動車の使用の公営）

第2条 岸和田市の議会議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第6条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により岸和田市に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、岸和田市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（公費の支払）

第4条 岸和田市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

（1） 省略

（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

キ 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程（平成5年6月28日選管告示第13号）

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第2条 条例第2条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、選挙運動用自動車の使用の契約届出書（第1号様式）に当該契約に関する書面の写しを添えて、岸和田市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に条例第3条の規定による届出をしなければならない。

（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書の提出）

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書（第4号様式）を条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

（請求書の提出）

第6条 契約業者等は、条例第4条の規定による請求をしようとする場合には、選挙運動用自動車の使用に係る請求書（第5号様式）に前条の選挙運動用自動車使用証明書（燃料供給業者にあつては当該証明書のほかに第3条第2項の自動車燃料代確認書及び候補者から添付された給油伝票の写し）を添えて、岸和田市長に提出しなければならない。

ク 岸和田市財務規則（平成9年4月1日規則第11号）

（支出負担行為とその整理区分）

第44条 支出負担行為職員は、支出負担行為の理由、金額、契約の方法等必要な事項を決定しなければならない。

2 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類は、別表第1に定めるとおりとする。

(支出の手続)

第45条 各部課等の長は、支出命令をするときは、法令、契約等の定めに違反していないか、予算の目的に反していないか、配当を受けた歳出予算の額を超過することがないか、会計年度、支出金額及び支出科目を誤っていないか、債権者を誤っていないか、請求書その他証拠書類は完備しているか等を調査し、支出命令書によりこれを行わなければならない。

(支出命令の審査)

第47条 会計管理者は、第45条第1項の支出命令について、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認の上、当該支出命令書により支出を決定し、歳出簿を整理しなければならない。

別表第1 (第44条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
1～14 略	略	略	略	
15 負担金、補助及び交付金	請求のあったとき又は指令をするとき	請求のあった額又は指令金額	指令書の写し、内訳書の写し	
16～24 略	略	略	略	

(3) 認定事実

本件請求につき、職権調査、証拠などの「確認」、「証憑突合」、「帳簿突合」など、請求人の陳述書、関係人調査及び監査対象部局への事情聴取等によって当職が認定した事実は、以下のとおりである。

ア 岸和田市では、岸和田市の議会議員及び長の選挙において、各候補者が業者と有償締結した選挙運動用ポスター作成契約または選挙運動用自動車車両賃貸借契約にもとづいて、条例で定められた限度額の範囲内で、各業者に直接その費用を支払っている。

これは、選挙公営のひとつで、その概略は、「岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」によれば、ポスター作成の公費負担は単価1,444円にポスター掲示場の数の相当数338を乗じた額である488,072円が限度となる（枚数はポスター掲示場の数と同数の338枚を限度とする）。単価は、ポスター作成単価525円6銭にポスター掲示場の数338カ所を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数は切上げ）で算出されている。「岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例」によれば、選挙運動用自動車の借入れの場合の公費負担は使用された各日につき15,800円に選挙運動期間（7日間）を乗じた額である110,600円が限度とされる。公費負担限度額を超える額の請求はできず、また実額が公費負担限度額以下の場合は、その実額で請求すべきものとされる。

公費負担を受けるための手続については、選管事務局の説明、岸和田市の議会

議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び同規程、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び同規程のとおり行われていた。

市は業者等から提出された請求書などを審査し、適正であれば、その費用を各業者に直接支払っている。

イ 永野耕平候補及び宇野真悟候補の選挙運動用ポスター作成契約書写しによれば数量 338 枚とされており、各候補者から提出された確認申請書の確認申請枚数及び作成枚数も 338 枚、各候補者の作成証明書の作成枚数も 338 枚、業者の請求も 338 枚であり、選管事務局が作成した支出命令書によれば、かかる請求額にもとづく支払いが市より業者にされていた。

次に、前田将臣候補の選挙運動用ポスター作成契約書写しによれば、数量は公費負担の限度枚数である 338 枚を超える 400 枚、候補者から提出された確認申請書の確認申請枚数が 338 枚、作成枚数が 400 枚となっており、候補者の作成証明書の作成枚数も 400 枚であったが、業者の請求は 338 枚分であり、契約金額を作成枚数の 400 枚で除した単価に公費限度枚数分を乗じた額での請求がされており、選管事務局が作成した支出命令書によれば、かかる請求額にもとづく支払いが市より業者にされていた。

ウ 永野耕平候補及び宇野真悟候補の車両賃貸借契約書写しによれば、使用期間は平成 30 年 1 月 28 日から平成 30 年 2 月 3 日、契約金額は 110,600 円（内訳 1 日 15,800 円（消費税及び地方消費税を含む）× 7 日間）となっており、各候補者の選挙運動用自動車使用証明書（自動車）の運送等年月日欄には平成 30 年 1 月 28 日から 2 月 3 日までの 7 日間の各日の記載と運送等金額欄には各日とも 15,800 円の記載があり、業者からも候補者ごとに 1 日 15,800 円の 7 日間分 110,600 円の請求がされていた。選管事務局が作成した支出命令書によれば、かかる請求額にもとづく支払いが市より業者にされていた。

また、前田将臣候補の車両賃貸借契約書写しによれば、使用期間は平成 29 年 11 月 19 日から平成 29 年 11 月 25 日、契約金額は 110,600 円（内訳 1 日 15,800 円（消費税及び地方消費税を含む）× 7 日間）となっており、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）の運送等年月日欄には平成 29 年 11 月 19 日から 11 月 25 日までの 7 日間の各日の記載と運送等金額欄には各日とも 15,800 円の記載があり、業者からも 1 日 15,800 円の 7 日間分 110,600 円の請求がされており、選管事務局が作成した支出命令書によれば、かかる請求額にもとづく支払いが市より業者にされていた。

エ 選管事務局職員からの事情聴取により、公費で負担する選挙運動用ポスターの枚数は 338 枚で、自費で作成するポスターの枚数、種類、貼り替えの有無には制限はない。

オ 永野耕平候補及び宇野真悟候補の収支報告書において、「1 月 26 日、ポスター印刷費 45 万 3,600 円、株式会社オニオンウェブ、1 枚 1342.01 円、338 枚、公費負担」という、公費負担分の選挙運動用ポスターの印刷費の支出に係る記載があった。

同じく、前田将臣候補の収支報告書において、「11 月 8 日、ポスター印刷費、市興企画、1 枚 1,220 円×400 枚、うち 412,360 円は公費負担、残りは 11/27 支払」という、公費負担分の選挙運動用ポスターの印刷費の支出に係る記載があった。

カ 永野耕平候補の収支報告書において、公費負担される選挙運動用のポスター及びビラ作成以外の印刷費等の支出に係る記載と領収書写しの添付があった。

宇野真悟候補の収支報告書においても、公費負担分の選挙運動用ポスター作成以外の印刷費等の支出に係る記載と領収書写しの添付があった。

また、それぞれ「選挙カー利用代金」の支出に係る記載及び領収書写しの添付があった。

同じく、前田将臣候補の収支報告書においても、選挙運動用ポスターにおける公費負担枚数を超える枚数分の印刷費、選挙運動用ポスター以外の印刷費等の支出に係る記載と領収書写しの添付及び「選挙カー利用代金」の支出に係る記載と領収書写しの添付があった。

キ 永野耕平候補及び宇野真悟候補の収支報告書において、選挙事務所看板、たすきに係る支出の記載と領収書写しの添付があった。

同じく、前田将臣候補の収支報告書において、推薦はがき作成費、選挙事務所用看板製作費、デザイン費（ポスター・公報・選挙カー）、たすきに係る支出の記載とそれぞれの領収書写しの添付があった。

ク 関係人調査において、永野耕平候補及び宇野真悟候補の選挙運動用ポスター作成費として公費負担請求した費用の内訳については、デザイン料、紙代、印刷代、ディレクション、色校正の費用であった。

また、各候補者の収支報告書に添付されていた領収書写しに記載されている金額の内訳については、永野耕平候補のポスターなどの印刷代については、公営掲示板ポスターデザイン、公営掲示板ポスター印刷代、公営掲示板ポスター予備分、選挙公報デザイン、推薦はがきであり、宇野真悟候補のポスターなどの印刷代についても、公営掲示板ポスターデザイン、公営掲示板ポスター印刷代、公営掲示板用ポスター予備分、選挙公報デザイン、推薦はがきであることを確認した。なお、永野耕平候補と宇野真悟候補の領収金額に違いがあったが、その差は、推薦はがきの枚数の違いであった。

また、前田将臣候補の選挙運動用ポスター作成費として公費負担請求した費用の内訳については、デザイン料、紙代、印刷代と色校正、打合せ、消費税であった。また、収支報告書に添付されていた選挙運動用ポスター作成業者の領収書写しの金額の内訳は、ポスター作成契約における作成枚数 400 枚のうちの、公費負担以外の 62 枚分の費用であった。

ケ 関係人調査において、永野耕平候補、宇野真悟候補及び前田将臣候補の選挙運動用自動車については、低速で発進、停車を繰り返すこと、一日中走り回るため走行距離も長く、候補者名・政党名の看板等上部に重いものを搭載するため、車体の傷みの程度も一般の場合より大きいこと、登録番号を委員会に登録しているものであり、看板等の載せ替えもできない為、代車がきかないこと、一般の場合

もかなり慎重に整備しているが、選挙カーの場合はより一層慎重な整備、保守管理が必要である等の理由で、一般のレンタカー料金とは異なり、選挙カー専用特別料金表に掲載されている同車種の基本料金は1日17,850円である。

永野耕平候補、宇野真悟候補及び前田将臣候補の収支報告書に記載され、領収書写しが添付されていたレンタカー利用代金の内訳については、ワイヤレスマイク一式、同取付工賃一式、130A バッテリー取付配線一式、アルミ看板枠・文字板製作取付一式、外照式照明一式の費用及び消費税であることを確認した。なお、前田将臣候補の領収金額が他の2候補と違っていたが、値引額の差であった。

(4) 監査委員の判断

ア 財務会計行為が違法または不当であるか

本件選挙運動費用の支出は、違法かつ不当であって岸和田市長が返還を求めるべきもののなか。

本件の支出は、前掲の条例にもとづく一定の手続を経由して、業者からの請求に対して行われている。

岸和田市財務規則では、支出について、第44条で支出負担行為とその整理区分について、第45条で支出の手続について、第47条では会計管理者による支出命令の審査について定めている。

選管事務局職員は、支払いに当たり、当該規則の定める調査を適正に行わなければならない。

本件支出については、選管事務局で作成された支出負担行為、支出命令には必要関係書類が添付されており、また、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に定める上限額及び予算の範囲内で、各業者から請求された金額を支出しており、選管事務局職員からの事情の聴取も含めて総合的に勘案したところ、請求から支出にいたるまでの行為及びその手続に不備は認められず、正当に支出されていると言えよう。

イ その他の違法事由

(ア) 選挙運動用ポスター代金における請求人の主張

請求人によれば、永野耕平候補の選挙運動用ポスター費用は、ポスター作成証明書で申請した枚数を超える虚偽の申請であり、これは岸和田市選挙管理委員会を欺罔する行為であり、私文書偽造等罪、同行使罪、詐欺罪に抵触する蓋然性がある。

また、規定枚数を超えてポスターを作成した場合、永野耕平候補には公費外支出とし委員会にそのポスター代金について、枚数及び金額を届け出る義務があるにもかかわらず、収支報告書においてそのような記載は見当たらず、違法に貼り替え用の光るポスター作成代金を混入させ、公費請求を水増し請求した疑いがある。

さらに、ポスター作成業者の事務所と候補者の事務所が同じ建物内にあり、選挙活動をともに行う親密な間柄である。

ポスター作成業者は、印刷機を持たないデザイン事務所で、中抜きを行って

おり、デザインから印刷までを一貫工程で行うよりも高額な価格となっていると推測される。

請求人も同質のポスターを同数作成したが、請求人のポスター代金は半額以下の安価で作成されている。また、2017 年 1 月 22 日に執行された他市の市議会議員選挙における永野耕平候補と同じ政党の候補者のポスター代金に比しても高額であり、高額となる合理的理由はなく、親密な関係にある業者と共謀して違法な請求項目が含まれているとみなされると主張している。

同じく、宇野真悟候補の選挙運動用ポスター代金も、違法な請求項目が含まれているとみなされると主張している。

また、前田将臣候補についても、2018 年 2 月 4 日執行の岸和田市長選挙において、前田将臣候補と同じ業者で選挙運動用ポスターを作成した西田武史候補の選挙運動用ポスター 1 枚当たりの費用と比較して 120 円高額となっており、前述の二人の選挙運動用ポスター代金における不自然な高額さと同等の疑義が生じる代金であり、違法な請求項目が含まれているとみなされると主張している。

(イ) 選挙運動用ポスター代金における違法の特定

ここでは前述のような審査を経た支出に対して、さらに違法性を付与する事由の有無を判定することになる。

「選挙運動に用いるポスターは、候補者が有権者に対して単に自己の氏名や顔写真を表示することのみならず、人柄や政策、信条等をも表現し、支持を訴えかけるためのきわめて重大な媒体であるから、ポスターの作成に際しては、各候補者が様々な要素を考慮して、写真撮影、デザイン、用紙、印刷等に工夫を凝らすことが想定され、これらに応じてポスター作成費も大きく変わり得ると考えられる。そうすると、原告が提出する見積価格等の費用と比較して、ポスター作成業者の請求額が高額であるからといって、直ちにポスター受注業者がポスター発注候補者と共謀して、ポスター代について過大な請求をしたものとまで評価し得るものではない。」（東京地方裁判所平成 24 年（行ウ）496 号平成 26 年 10 月 28 日判決参照）

これを本請求における永野耕平候補及び宇野真悟候補のポスター代金についてみると、請求人は、請求人や他の候補者のポスター代金に比較して高額であること、デザインを行い、印刷を他業者に依頼して行っていることを理由に、不自然に高額であるとか、親密な関係にある業者と共謀して違法な請求項目が含まれているとみなされると主張しているが、そのことを理由として業者が候補者と共謀して、ポスター代金について違法な項目を含んだ過大な請求をしたものとまで判断できるものではない。

また、請求人は、規定枚数を超えてポスターを作成した場合、永野耕平候補には公費外支出とし委員会にそのポスター代金について、枚数及び金額を届け出る義務があるにもかかわらず、収支報告書においてそのような記載は見当たらないと主張しているが、候補者が委員会に提出した収支報告書には、公営掲示板用ポスター、選挙公報デザイン料、推薦はがきの印刷などの公費負担分以

外の印刷に係る支出の記載及び領収書写しの添付があり、ポスター作成業者が候補者と共謀して、公費負担の選挙運動用ポスター代金について違法な項目を含んだ過大な請求をしたと言えるものでもない。

選挙運動用ポスターの印刷を人柄や政策、信条等をよく知っている親しい者に依頼するのは特段不自然なことではなく、印刷機を持たないデザイン事務所を経営している親しい業者に発注を依頼したからといって、不自然で業者と候補者が共謀して違法な請求をしたとする判断はできない。

関係人調査において、株式会社オニオンウェブから回答された内容については、回答後に訂正申請がなされたことにより、その訂正内容について十分な確認を行い、公費負担分として請求した選挙運動用ポスターの契約枚数、納品枚数ともに 338 枚で、金額内訳にも、対象外の経費は記載されておらず、委員会に提出された契約書写し、ポスター作成枚数確認申請書、ポスター作成証明書、収支報告書に記載されている枚数と同数であることから、選挙運動用ポスター代金について違法な項目を含んだ過大な請求をしたものとまで判断し得るものではない。

同様に、前田将臣候補のポスター代金についても、同じ業者でポスターを作成した 2018 年 2 月 4 日執行の岸和田市長選挙の候補者より 1 枚当たり 120 円高いという理由で、ポスター作成業者が候補者と共謀して、公費負担の選挙運動用ポスター代金について違法な項目を含んだ過大な請求をしたものと言えるのではなく、収支報告書に、公費負担分以外のポスター印刷に係る費用及びポスター・公報・選挙カーのデザイン費の支出に係る記載及び領収書写しの添付があったことから、公費負担の選挙運動用ポスター代金について違法な項目を含んだ過大な請求をしたものとまで言えるものでもない。

関係人調査において、市興企画からは、契約枚数と納品枚数が、委員会に提出された契約書写し、ポスター作成枚数確認申請書、ポスター作成証明書、収支報告書に記載されている枚数と同数であることから、選挙運動用ポスター代金について違法な項目を含んだ過大な請求をしたものとまで判断し得るものではない。

(ウ) 選挙運動用自動車の使用代金における請求人の主張

請求人によれば、永野耕平候補の選挙運動用自動車の使用代金は、選挙運動用に小型乗用自動車キューブを、日産レンタリース阪南で、レンタカーとして調達しており、その金額は、公費負担の上限額と同じ総額 11 万 600 円であるが、同社のホームページによれば、同車種のレンタカー料金は 7 日間で 5 万 2,164 円となり、請求金額と 5 万 8,436 円の差額があり、この差額について、車載された候補者名の看板や音響設備などに費やされている蓋然性がある。

また、岸和田市近隣に多数のレンタカー会社が存在する中、直近店舗でも堺市の同社で借りているのは、同社が大阪維新の会の各候補者を支援し、車載する看板や音響設備の料金ないしは、レンタカーの借上げ期間を延長し、レンタカー業者に警察への車載看板の規定サイズの検査等や候補者事務所へ当該レンタカーを移送する手間賃等の料金について、違法に公費レンタカー代金として

包含させる目的をもって、候補者が共謀しやすい同社から車を借りているとみなすのが妥当であると主張し、日産やトヨタなど大手のレンタカー会社は車載設備の代金は別途候補者に請求し、候補者は自費で支払っていると主張している。

宇野真悟候補、前田将臣候補の選挙運動用自動車の使用代金についても同様の主張をしている。

さらに、同社の〇〇〇〇職員の言として、請求人の質問に対して、「警察への選挙カーの事前審査に行った際の人件費・高速代などに充当した。望むのであれば、看板代への充当も可能である」、「公費負担期間以外のレンタカー代への充当なども含め、水増し請求を行っている」旨証言し、また、メディアの取材への返答から、同氏の詭弁は、違法な水増しの自白だと主張している。さらに、陳述書において、日産レンタリース阪南〇〇〇〇職員などの発言については、音声証拠が存在しており、住民訴訟に移行すれば、提出を予定していると主張している。

(エ) 選挙運動用自動車の使用代金における違法の特定

ここでも前述のような審査を経た支出に対して、さらに違法性を付与する事由の有無を判定することになる。

「選挙運動用自動車は、連続した長時間、しかも連日使用されるだけでなく、看板や拡声機等を積載・設置して使用されることがあるなど、その使用形態が通常と異なる特殊なものであり、かかる特殊な使用形態に伴って車体に傷が生じたりすることなども予想されるのであるから、その賃借料が自動車の通常の貸借に係るものと同程度に止まるのが当然ということにもならない。」（東京地方裁判所平成 24 年（行ウ）496 号平成 26 年 10 月 28 日判決参照）

「選挙運動用自動車を選挙運動目的のために使用できるのは、選挙運動期間中の 7 日間だけであり、選挙運動前後の期間は、特段の事情がない限り、自動車としての使用期間ではなく看板等の設置や取外しをするための作業期間としての性格を有するものと解される。そして、このように選挙運動という特殊な用途のために自動車を使用する際の契約としては、自動車自体の使用のための契約とは別に看板等の備品の設置契約が締結されることも考えられるところ、上記の作業期間において当該自動車が専ら備品の設置・取外しの対象として用いられるものであることを踏まえ、かかる作業の対象として当該自動車が用いられる対価を備品の設置契約の内容にするなどしたからといって、これを不自然、不合理な契約ということとはできず、また、本件条例の解釈上、かかる契約内容とすることが許されないと解するだけの事情があるともうかがわれない。そうであるとすれば、当該作業期間を選挙運動用自動車の賃貸借契約に係る借用期間に含めなかったからといって、これが本件条例に反するものということとはできないというべきである。」（同判決参照）

これを本請求における永野耕平候補、宇野真悟候補及び前田将臣候補の選挙運動用自動車の使用代金についてみると、株式会社日産レンタリース阪南から平成 24 年 6 月 14 日付けで近畿運輸局大阪運輸支局長宛に届出された「家用

自動車有償貸渡しに係る届出書」における選挙カー専用特別料金表に掲載されている同車種の基本料金 1 日 17,850 円の選挙用自動車を 1 日 15,800 円、7 日間 11 万 600 円で契約しており、選挙運動用自動車の使用形態が通常と異なる特殊なものであり、特殊な使用形態に伴って車体に傷が生じたりすることなども予想されるなか、同社のホームページに掲載されている、レンタカー料金と同程度でないことが、直ちに不相当に高額で、自動車貸渡し業者が候補者と共謀して、車載看板や音響設備、その他レンタカー業者の手間賃等を違法に包含させて、過大な請求をしたものとまで評価し得るものではない。

また、各候補者の収支報告書に請求人が主張する公費対象外の機器などの費用に係る支出の記載及び領収書写しの添付があったことも考え合わせ、請求人が主張する公費の対象とならない車載看板や音響設備、その他レンタカー業者の手間賃等を違法に包含させて、過大な請求をしたものとまで言い得るものではない。

また、請求人は、日産レンタリース阪南の〇〇〇〇職員の言をもって、公費負担期間以外のレンタカー代への充当なども含め、水増し請求を行っていると言っているが、事実を証明する書類の提出もなく、当職において、違法と結論付けでき得るものでもない。

(オ) 選挙運動用ポスター代金及び選挙運動用自動車の使用代金における公費支出についての請求人の主張

請求人によれば、公費支出を受けた永野耕平候補、宇野真悟候補及び前田将臣候補の選挙運動用ポスター代金、選挙運動用自動車の使用代金は地方自治法第 2 条第 14 項、地方財政法第 4 条第 1 項に定める最少費用最大効果の原則に反し、違法かつ不当であると主張している。

(カ) 選挙運動用ポスター代金及び選挙運動用自動車の使用代金における公費支出についての違法性の特定

「地方自治法 2 条 14 項、地方財政法 4 条 1 項は、地方自治体が経費の支出をするに当たっての一般的原則を定めたものであるが、それは基本的には本件条例において公費負担額の上限を定めるに当たり考慮されるべきものであり、ポスター発注候補者がポスター受注業者との間でポスター作成に係る請負契約を締結するに当たっての私法上の規範になるものとはいえない。」（東京地方裁判所平成 24 年（行ウ）496 号平成 26 年 10 月 28 日判決参照）

これを本請求における選挙運動用ポスター作成発注者である 3 人の候補者と受注者であるポスター作成業者との間での選挙運動用ポスター作成契約の締結及び選挙用自動車借受者である 3 人の候補者と選挙用自動車の貸渡し業者との間の車両賃貸借契約の締結についてみたとき、各契約は私法上の契約であり、その契約金額が地方自治法第 2 条第 14 項、地方財政法第 4 条第 1 項に違反した違法かつ不当なものであるとはいえない。

(5) 結論

以上のことから、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、前掲 1 「主文」のとおり決定する。

これまで公営に係る選挙費の返還請求に係る住民監査請求監査を実施してきたが、これらのことを踏まえ、今回の監査結果において以下のように意見を付す。

意見

前述のとおり、市が支出した、岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づく公費負担については、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反しているとは認められない。

しかしながら、公費負担として支出する公金は、市民の税金を原資としていることに鑑み、候補者各位には、公費負担の対象となる選挙運動費用の支出にあたり、経済性・効率性に配慮することも必要であると考えられる。

委員会においては、選挙公営制度について「選挙公営の手引き」を作成し、各候補者に説明しているが、条例に記載している公費負担の限度額は、あくまでも公費負担する金額の上限を示したもので、公金による支出であることから、できるだけ経済性・効率性について、配慮を求める内容を記載するとともに、より一層啓発されることを望む。

平成 30 年 10 月 19 日

岸和田市監査委員 矢 野 三千秋

同 平 田 徹